

## 京田辺市公共下水道への下水の排除基準

特定事業場であるかどうか・1日当たりの平均的な排水量により、基準値が異なる場合があります。ご自身の工場・事業場の内容を確認した上で、ご覧ください。

有害物質	下水道法施行令第8条の2	公共下水道使用開始等の届出をする下水の水質 ※3	特定事業場からの下水の排除基準 (昭和50年11月1日以降に新設された特定事業場 については、本表下部の※1を参照のこと)				非特定事業場からの下水の排除基準 (除害施設の設置等に関する基準)
			排水量(m³/日)				
環境項目等	下水道法施行令第8条の2	下水道条例第10条	50m³未満	50m³以上 500m³未満	500m³以上 2,000m³未満	2,000m³以上	排水量(m³/日)
			0.03を超えるもの	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
有害物質	下水道法施行令第8条の2	下水道条例第11条	0.5を超えるもの	1以下 (0.5以下)※2	0.8以下 (0.5以下)※2	0.5以下	0.5以下
			0.5を超えるもの	1以下 (0.5以下)※2	0.8以下 (0.5以下)※2	0.5以下	0.5以下
			0.1を超えるもの	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
			0.2を超えるもの	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下
			0.1を超えるもの	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
			0.005を超えるもの	0.005以下	0.005以下	0.005以下	0.005以下
			検出されるもの	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
			0.003を超えるもの	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下
			0.1を超えるもの	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
			0.1を超えるもの	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
			0.2を超えるもの	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下
			0.02を超えるもの	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
			0.04を超えるもの	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下
			1を超えるもの	1以下	1以下	1以下	1以下
			0.4を超えるもの	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下
			3を超えるもの	3以下	3以下	3以下	3以下
			0.06を超えるもの	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下
			0.02を超えるもの	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
			0.06を超えるもの	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下
環境項目等	下水道法施行令第8条の2	下水道条例第11条	シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
			チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下
			ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
			セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
			ほう素及びその化合物	10以下	10以下	10以下	10以下
			ふつ素及びその化合物	8以下	8以下	8以下	8以下
			1・4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下
			ダイオキシン類	10以下	10以下	10以下	10以下
			アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 (mg/L)	125以上	380未満	380未満	380未満
			水素イオン濃度(pH)	5.7以下又は8.7以上	5を超えて9未満	5を超えて9未満	5を超えて9未満
			生物化学的酸素要求量(5日間)(BOD) (mg/L)	300以上	300未満	600未満	300未満
			浮遊物質量(SS) (mg/L)	300以上	300未満	600未満	300未満
			ノルマルヘキサン抽出物質 鉱油類含有量 (mg/L)	5を超えるもの	5以下	5以下	5以下
			動植物油脂類含有量 (mg/L)	20を超えるもの	30以下	30以下	30以下
			窒素含有量 (mg/L)	150以上	240未満	240未満	240未満
			燐含有量 (mg/L)	20以上	32未満	32未満	32未満
			温度 (°C)	40以上	45未満	45未満	45未満
			よう素消費量 (mg/L)	220以上	220未満	220未満	220未満
			フェノール類 (mg/L)	1を超えるもの	1以下	1以下	1以下
			銅及びその化合物 (mg/L)	3を超えるもの	3以下	3以下	3以下
			亜鉛及びその化合物 (mg/L)	2を超えるもの	2以下	2以下	2以下
			鉄及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10を超えるもの	10以下	10以下	10以下
			マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10を超えるもの	10以下	10以下	10以下
			クロム及びその化合物 (mg/L)	2を超えるもの	2以下	2以下	2以下
			ニッケル (mg/L)	※4	2を超えるもの	2以下	2以下

※1 昭和50年11月1日以降に新設された特定事業場に係る「シアノ化合物」、及び「有機燐化合物」の水質基準は、排水量に関わらず、※5の数値が適用されます。  
(シアノ化合物の水質基準:0.5mg/L以下、有機燐化合物の水質基準:0.5mg/L以下)

※2 除害施設の設置等に係る基準は0.5mg/L以下となるため、ご留意願います。

※3 公共下水道使用開始等の届出の様式は、下水道法施行規則別記様式第4のとおりとなります。

※4 京都府環境を守り育てる条例施行規則(平成8年京都府規則第5号)別表第4の4(その2)による横出し規制項目となります。

※ 下水道法、水質汚濁防止法又は京都府条例に規程する水質基準が改正された場合、本基準表の値の更新までに時間を要する場合は、改正後の水質基準が適用されます。